

放射線に関する八千代町の対策方針

はじめに

本町を含む関東一円では、放射線量が通常時の値を超える状況にあります。これは、東京電力福島第一原子力発電所事故によって大気中に放出された放射性物質が風で流され、雨によって地表に沈着されたことが原因と考えられます。

本町では、国や県からの情報収集に努めるとともに、空間放射線量の測定・公表を続けながら経過を見守っているところです。測定値は健康上心配するレベルではなく、普通に生活していて問題のない状況と考えています。また、今後、新たな事故が発生しなければ、これ以上の放射線量の上昇はないものと考えています。

放射線の安全管理や日常生活への対応・助言などについては、本来、国が明確な根拠をもって基準を示すべきものと考えます。しかし、現状では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告をもとに、文部科学省が福島県の学校を対象とした暫定的な考えを示すのみです。さらに専門家の様々な意見が報道されるなどあって、町民の皆さんは不安を抱いているものと推察します。

このようなことから、町として国・県の安全基準をもとに、運用していくこととします。

第1章 八千代町における放射線の概況

1 - 1 . 空間放射線量の測定

測定日

毎週火曜日（小・中学校は第1・3火曜日）その他は随時

測定場所

役場（町の中心地）各地区公園（旧村地区）及び各小・中学校

随時 各行政区集会施設（63ヶ所）

測定機器

環境放射線モニター：PA-1000（Radi）

検出方式：シンチレーション

測定放射線：ガンマ線

相対指示誤差：±10%

測定者

各施設の管理者（役場、公園及び行政区集会施設は生活環境課職員）

測定方法

各測定の高さ（役場・公民館・中学校は1 m、公園・小学校等は50 cm）において10秒ごとに5回測定し、その平均値を出します。また、測定位置については、各施設の敷地中央及びその施設の雨樋付近を測定します。

公表方法

町のホームページ及び月1回の回覧チラシ

1 - 2 . 空間放射線量の概況

八千代町内の空間線量は、地上から50 cm又は100 cmの位置で、1時間当たり0.0624～0.1256 マイクロシーベルトの間にあります。これは主に土壌に沈着した放射性セシウムからの放射線によるものですが、この値は自然放射線を含んだものです。

八千代町近隣地域では、3月21日の午前中を中心として、3月21日から23日の間に降雨が観測されており、その時期に空気中を飛散していた放射性物質が地表へ沈着することにより、現在の線量値の原因になったと考えられています。なお、町の空間線量につきましては、特に心配する数値ではありません。文部科学省が示した「土壌に関する線量低減策が効果的となる校庭・園庭の空間線量率」の目安となる1時間当たり1マイクロシーベルトを超えた測定地点はありません。

文部科学省は、福島県内の子供が夏休み明けから学校で受ける放射線量を原則年間1ミリシーベルト以下（1）にし、校庭や園庭の線量は「毎時1マイクロシーベルト未満」を目安にすると発表したが、毎時1マイクロシーベルトを超えた地点はありません。

1 毎時1マイクロシーベルトは、子供が受ける線量が年1ミリシーベルト以下になるよう設定した。（同省は、線量が毎時1マイクロシーベルトの学校の通常の活動を行った場合、年間の積算線量は年0.534ミリシーベルトにとどまると推計。）

第2章 八千代町の放射線に関する基本的な対応方針

現在の八千代町の状況は、直ちに対策が必要な数値ではないと考えます。しかしながら、町民の放射線に対する不安の払拭を目的として下記のとおり方針を定めま
す。なお、国や県で新たに被ばく線量の考えや評価方法が示された場合や福島第一
原子力発電所において新たな状況悪化が生じた場合などは、本方針を速やかに見直
します。

八千代町の放射線に関する基本的な対応方針

空間放射線量の測定を引き続き行います。

- ・測定頻度 毎週火曜日（各小・中学校は第1・3火曜日）その他随時
- ・測定地点：役場及び地区公園（5地区）各小・中学校
各行政区集会施設（随時）
- ・高さ：役場・行政区集会施設・中学校は1 m、公園・小学校は50 cm
- ・公表：ホームページ及び回覧チラシ

土壌の除染及び屋外活動制限について下記のとおり取り組みます。

・上記測定の結果1時間当たりの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト
を超えた場合は、土壌の除染を検討します。（役場・行政区集会施設・中学校は1
00 cm、公園・小学校等は50 cmを測定）

・ホットスポットについては、周辺地域より毎時1マイクロシーベルト以上を超え
た場合には、環境省等に報告するとともに、速やかに除染を行います。

ただし、除染等を行う場合は、担当課（2）において対応します。

2 各小・中学校及び幼稚園は、学校教育課。保育園は、福祉保健課。都市公園
は、都市建設課。その他の公園は、生涯学習課。その他は、総務課・生活環境課。